

登録商標「いいたまごの日ロゴマーク」使用許諾要領
(商標登録第5701629号)

平成29年10月18日制定

一般社団法人日本養鶏協会（以下「日鶏協」という）が所有する商標権に係る登録商標「いいたまごの日ロゴマーク」（以下「本件マーク」という）に関する使用許諾について、次のとおり定める。

1. 目的

「いいたまごの日（11月05日）」を広く消費者にアピールし、鶏卵の消費促進に寄与することを目的として定められた本件マークの適正使用のため、この使用許諾要領を定める。

2. 図柄等

- (1) 本件マークのデザイン、色及び縦・横の比率は、別図のとおりとする。
- (2) 本件マークを使用者がみだりに改変して使用することはできない。
- (3) 本件マーク本体に重ならない範囲で、上下に文字等を書き込んで使用することができる。
- (4) 併記する文字は、日鶏協の許諾を得たものに限る。

3. 本件マークの使用に伴う制限

- (1) 本件マークの使用を日鶏協から許諾された者（以下使用者という）は、許諾された範囲に限り、本件マークを使用することができる。
- (2) 使用者は、第三者に本件マークの使用権を譲渡及び再許諾することができない。
- (3) 使用者は、本件マークと類似するマークを使用してはならない。
- (4) 使用者は、本件マーク及びこれと類似するマークについて商標登録出願してはならない。

4. 本件マークの使用申請及び承認

- (1) 本件マークの使用を希望する者は、「様式1」により日鶏協会長（以下「会長」という。）あてに申請しなければならない。

- (2) 日鶏協は内容を審査の上、登録商標「いいたまごの日ロゴマーク」使用許諾要領（以下「本要領」という）に適合すると認めた申請について、許諾の旨を回答するとともに、「様式2」の「いいたまごの日ロゴマーク使用許諾証」を発行する。
- (3) 日鶏協は、本件マークの使用申請および使用に当たって必要に応じ条件をつけることができるものとし、また、本件マーク使用の承認を受けた者が、本要領に違反した場合には、使用の取消し及び是正のための措置をとることができる。
- (4) 国、地方公共団体及び会長が適当と認める団体が、広く本件マークの普及活動を行う目的で使用する場合には、当該団体からの使用申請及び許諾の手続きを省略することができる。

5. 本件マークの表示方法

- (1) 本件マークはシールに印刷し、商品自体、商品の包装容器等に貼付表示することができる。
- (2) 本件マークは商品の包装容器等に直接印刷表示することができる。
- (3) 本件マークは国産鶏卵のPR等のために作られるポスター、チラシ、パンフレット、名刺、はがき等の資材に印刷表示することができる。

6. 本件マークの使用料

本件マークの使用料は無料とする。

但し、本件マークの表示にかかる経費は、使用者の負担とする。

7. 使用者の義務

- (1) 使用者は、関係法規を遵守するとともに、本件マークの機能を損ない、又は権利の喪失を招くことがないように努めるものとする。
- (2) 使用者は、第三者が本件マークに係る商標権を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに日鶏協に通知するものとする。
- (3) 使用者は、第三者との係争・審判・訴訟等について、日鶏協に協力して対処するものとする。
- (4) 使用者は、使用する本件マークを付した商品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、日鶏協に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- (5) 使用者は、日鶏協から要請がある場合は、本件マークの使用実態の報告又は使用商品等の提出を行わなければならない。

8. 本件マークの適正使用

本件マークを表示する者が本要領を遵守せずに、不正に使用した場合には、次の必要な措置を順次講ずることとする。

- 一 警告
- 二 使用許諾の取り消し
- 三 社名公表
- 四 訴訟

9. 使用期間

使用期間は設けないこととする。

10. 本要領の解釈その他の疑義は、会長が決定するものとする。

11. 施行月日

本要領は、平成29年10月18日から施行する。